

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	:	:	法人名	()
外国金融子会社等以外の部分対象外国 関係会社の名称		1		事業年 度	2	:
部 分 適 用 対 象 金 額 及 び 部 分 課 税 対 象 金 額 等 の 計 算						
(21) + (30) + (33) + (別表十七(三)の九)付表「11」+「21」+「39」)		3		(4) - (5)		6
(40) + (48) + (51) + (54) + (62) + (別表十七(三)の九) 付表「31」) (マイナスの場合は0)		4		部 分 適 用 対 象 金 額 (3) + (6)	7	%
部 分 適 用 対 象 損 失 額 の 当 期 控 除 額 (別表十七(三)の九)付表「41の計」)		5		請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合	8	
				部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (7) × (8)	9	(円)
特 定 所 得 の 金 额 の 計 算						
剩 余 金 の 配 当 等	剩 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 額	10		有 価 證 券 の 譲 渡 損 益	(34) に 係 る 原 価 の 額 の 合 計 額	37
	(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剩余金の配当等の額((12)に該当するものを除く。)	11			(37)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額に係る原価の額の合計額	38
	(10)のうち持株割合10%以上等の資源関連外国子法人から受ける剩余金の配当等の額	12			(36) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額	39
	(11)及び(12)のうち支払法人において損金算入される剩余金の配当等の額	13			(36) - ((37) - (38)) + (39))	40
	(10) - ((11) + (12) - (13))	14			一 单 位 当 た り の 帳 簿 価 額 の 算 出 の 方 法	41 移動平均法 総平均法
	(14) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額	15		デ リ バ テ イ ブ 取 引 に 係 る 損 益	デ リ バ テ ィ ブ 取 引 に 係 る 損 益 の 額	42
	当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 の 額 の 合 計 額	16			(42)のうちヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額	43
	(16) の う ち (15) に 含 ま れ る 金 額	17			(42)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)	44
	總 資 產 の 帳 簿 価 額	18			(42)のうち先物外國為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引に係る損益の額((44)に該当するものを除く。)	45
	(14) に 係 る 株 式 等 の 帳 簿 価 額	19			(42)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額((44)に該当するものを除く。)	46
利 子 等	(16) × $\frac{(19)}{(18)}$ - (17) (マイナスの場合は0)	20			(42)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額((43)から(46)までに該当するものを除く。)	47
	(14) - (15) - (20) (マイナスの場合は0)	21			(42) - ((43) + (44) + (45) + (46) + (47))	48
受 取 利 子 等	受 取 利 子 等 の 額 の 合 計 額	22		外 國 為 替 差 損 益	外 国 為 替 差 損 益 の 額	49
	(22)のうち業務の通常の過程において生ずる預貯金利子の額	23			(49)のうちその行う事業(投機的な取引を行なう事業を除く。)に係る業務の通常の過程において生ずる外国為替差損益の額	50
	(22)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額	24			(49) - (50)	51
	(22)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額	25		そ の 他 の 金 融 所 得	そ の 他 の 金 融 所 得 に 係 る 損 益 の 額 ((21)、 (30)、(33)、(40)、(48)又は(51)に該当するものを除く。)	52
	(22)のうち一定の棚卸資産の販売から生ずる利子の額((25)に該当するものを除く。)	26			(52)のうちヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益の額	53
	(22)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額((24)に該当するものを除く。)	27			(52) - (53)	54
	(22) - ((23) + (24) + (25) + (26) + (27))	28		保 險 所	当 期 に 収 入 し た 、 又 は 収 入 す べ き こ と の 確 定 し た 収 入 保 険 料 (當 该 収 入 保 険 料 の う ち 払 い 戻 し た 、 又 は 払 い 戻 す べ き も の を 除 く。)	55
	(28) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額	29			当 期 に 収 入 し た 、 又 は 収 入 す べ き こ と の 確 定 し た 再 保 険 返 戻 金	56
	(28) - (29) (マイナスの場合は0)	30			当 期 に 支 払 し た 、 又 は 支 払 す べ き こ と の 確 定 し た 再 保 険 料 及 び 解 約 返 戻 金 の 合 計 額	57
	有 價 證 券 の 收 貸 益 付	有 価 證 券 の 貸 付 け に 由 る 対 価 の 額 の 合 計 額	31	得	(55) + (56) - (57) (マイナスの場合は0)	58
有 損 益 證 券 の 讓 渡	(31) に 係 る 直 接 費 用 の 額 の 合 計 額	32			当 期 に 支 払 し た 、 又 は 支 払 す べ き こ と の 確 定 し た 支 払 保 険 金 の 額 の 合 計 額	59
	(31) - (32) (マイナスの場合は0)	33			当 期 に 収 入 し た 、 又 は 収 入 す べ き こ と の 確 定 し た 再 保 険 金 の 額 の 合 計 額	60
	有 価 證 券 の 讓 渡 に 係 る 対 価 の 額 の 合 計 額	34			(59) - (60) (マイナスの場合は0)	61
	(34)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額	35			(58) - (61)	62
	(34) - (35)	36				